



市 章

大津市公報

平 成 30 年 6 月 4 日
号 外 (第 36 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

39 大津市議会基本条例の一部を改正する条例.....	1
議 会 議 長 告 示	
4 大津市議会委員会規程の一部改正.....	1

条 例

大津市議会基本条例の一部を改正する条例を公布する。
平成30年 6 月 4 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第39号

大津市議会基本条例の一部を改正する条例

大津市議会基本条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（市民参加の機会の充実）</p> <p>第14条 - 略 -</p> <p>2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保する<u>よう努めるものとする。</u></p> <p>（議会改革）</p> <p>第21条 - 略 -</p> <p>（議員研修）</p> <p>第22条 - 略 -</p>	<p>（市民参加の機会の充実）</p> <p>第14条 - 略 -</p> <p>2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するものとする。</p> <p>（議会改革）</p> <p>第21条 - 略 -</p> <p><u>（他の地方公共団体の議会との連携）</u></p> <p>第21条の2 議会は、他の地方公共団体と共通する行政課題に対応するに当たっては、当該他の地方公共団体の議会と連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>（議員研修）</p> <p>第22条 - 略 -</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第 4 号

大津市議会委員会規程（平成26年議会議長告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 6 月 4 日

大津市議会議長 中 野 治 郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>（請願者の決定）</u>	<u>（請願者による趣旨説明）</u>

第15条 委員会は、請願者から説明のための発言の申出があった場合は、その許否を決定する。

- 2 委員長は、前項の申出の許否を決定したときは、請願者にその旨を通知する。
- 3 委員長は、請願者が多数の場合は、委員会に出席を求める人数を制限することができる。
(請願者の趣旨説明等)

第16条 請願者は、委員長の許可を受けて、請願の趣旨説明を行うものとする。

- 2 請願者の趣旨説明の時間は、10分以内とする。
ただし、委員会が必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 委員は、請願者に対して質疑を行うことができる。
- 4 請願者は、委員に対して質疑を行うことができない。

第15条 委員会は、請願者から請願の趣旨を説明したい旨の申出があったときは、その説明を受けるものとする。ただし、委員会が特にその説明を受けることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

- 2 委員長は、委員会が前項ただし書の規定により請願の趣旨の説明を受けないことを決定したときは、請願者にその旨を通知する。
- 3 委員長は、請願者が多数の場合は、委員会に出席を求める人数を制限することができる。
(請願の趣旨説明に係る発言及び質疑)

第16条 委員会において請願の趣旨を説明するため発言しようとする者は、委員長の許可を得て発言しなければならない。

- 2 請願者の趣旨説明の時間は、10分以内とする。
ただし、委員会が必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 委員は、請願者に対して質疑を行うことができる。
- 4 請願者は、委員に対して質疑を行うことができない。

附 則

この告示は、平成30年6月4日から施行する。